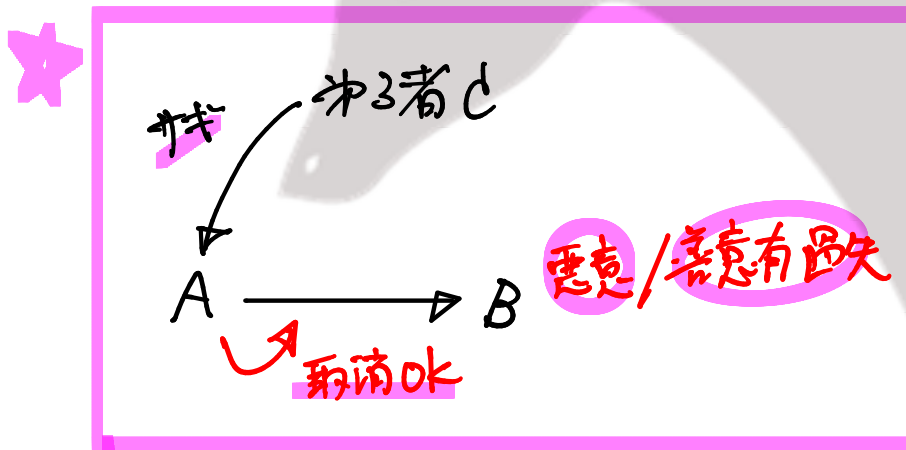


詐欺 宅建 H10-07-1 《#698》

【問】 正誤をつけよ。

Aが、A所有の土地をBに売却する契約を締結した。AのBに対する売却の意思表示がCの詐欺によって行われた場合で、BがそのCによる詐欺の事実を知っていたとき、Aは、売却の意思表示を取り消すことができる。



【答え】 正しい

《ポイント》 詐欺【★入門】

- 1 詐欺による意思表示は、取り消すことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り(悪意)、又は知ることができたとき(善意有過失)に限り、その意思表示を取り消すことができる。(民法 96 条 1 項、2 項)

⇒ 相手方が、善意無過失の場合、取り消すことができない

第三者による詐欺

相手方Bが	Aは、取り消すことが
悪意	できる
善意有過失	できる
善意無過失	できない